

設 計 図 書

(起工)

業 務 番 号 8 壱建住第 3 号

業 務 名 市営住宅貯水槽管理業務

業 務 場 所 壱岐市内

長崎県壱岐市

市営住宅貯水槽管理業務

1. 市営住宅貯水槽一覧

団地名	棟 名	貯水(受水)槽	備考
古城団地	1 棟	8.0m ³	S U S 製 2 槽式
〃	2 棟	8.0m ³	S U S 製 2 槽式
〃	3 棟	12.0m ³	S U S 製 2 槽式
〃	4 棟	12.0m ³	S U S 製 2 槽式
永田団地	A 棟	8.0m ³	S U S 製 2 槽式
〃	B 棟	8.0m ³	S U S 製 2 槽式
お茶屋敷団地	B 棟	3.0 t	F R P 製 円筒型

2. 清掃、保守点検（厚生労働省・長崎県基準に基づく）

- ・貯水(受水)槽の清掃を年1回実施する。
- ・貯水(受水)槽は水槽内部を洗浄し、沈殿物・付着物・浮遊物を除去し、槽内外の弁・ボールタップ低水位弁・配管を点検すること。
- ・清掃完了後、満水前に異物・残留物がいないか確認のうえ、水替え、水の循環を十分行った後、塩素消毒（2回以上）を行うこと。
- ・貯水槽清掃業務報告書の提出
清掃、塩素消毒の実施状況が確認できる写真を添付すること。

3. 水質検査（水道法に基づく）

- ・水質検査を年1回以上実施する。
- ・水質検査結果書を提出すること。

4. 残留塩素測定

- ・満水後、槽内水の残留塩素を年1回以上測定し、0.2mg/ℓ以上あることを確認し、不足の場合は、速やかに監督員に報告すること。

5. 保守点検及び残留塩素測定の結果について、報告書を提出すること。

- ・残留塩素測定の実施状況が確認できる写真を添付すること。

6. 本業務を実施するとき、事前に監督員及び住宅管理人へ連絡すること。

7. その他、施行について必要なことは、監督員と協議のうえ、実施するものとする。